

農業経営基盤強化準備金制度の 改正内容のお知らせ

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用機械・施設等の取得)を図る取組を税制面で支援します。

対象農用地の範囲の変更(令和8年度から適用)

令和8年4月1日以降、新たに準備金を活用して農用地を取得する場合、以下の要件を満たす必要があります。

積立時

地域計画の区域内で準備金活用者が将来取得予定である農用地が対象となります。

※ 上記以外の場合、積立はできなくなります。

農用地の取得時

地域計画に準備金活用者が利用するものとして定められている農用地(地番等で特定した農用地)が対象となります。

※ 地域計画で確認できない場合は対象外となります。

申請時に必要な新たな確認事項及び添付資料(検討中)

【積立時】

- 別記様式第5号において、地域計画の区域内における準備金活用者の農用地取得予定を確認

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日
 適用を受けようとする年分： (令和 年 月 日～令和 年 月 日)
 住所または所在地： _____
 法人番号： () _____
 受取又は法人名 氏名又は代表者氏名 _____

地域計画における位置付け
 地域計画の市町村名(地域名又は地区名)： ()

地域計画における取得予定の農用地の位置付け
 地域計画の市町村名(地域名又は地区名)： ()

市町村名(地域名又は地区名)の記載欄を追加

【農用地の取得時】

地番等を通じて、準備金活用者の取得する農用地が目標地図に記載されていることについて確認できる添付資料

- 取得する農用地が掲載されている地域計画の目標地図(必須)
- 取得する農用地を特定する資料
 - 農地法第3条に基づく許可指図書等所有権を移転する農用地の地番が分かる資料
 - eMAFF農地ナビ等で取得する農用地の地番が分かる資料

目標地図とeMAFF地図を突合することで確認



農業経営基盤強化準備金制度についてはこちら

